

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です

《2021.10月号》



発行: 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16

ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

(FAX 018-864-1815)

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。

令和3年10月1日(金)から 秋田県の最低賃金が変わりました。

みんなチエック!
最低賃金。

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど、働くすべての人と、働く人たちのためのルールだよ。

秋田県 最低賃金
令和3年 10月1日から
【時間額】 **822** 円 **30円 UP**

最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。
最低賃金に関するお問い合わせ先は、秋田県労働基準監督署または厚生労働省です。
秋田県労働基準監督署 〒010-0065 秋田市茨島1-12-16 電話 018-864-4111 FAX 018-864-1815
厚生労働省 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-3588-3111 FAX 03-3588-3112

厚生労働省

次に掲げる賃金は、
最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (3) 1カ月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

【問い合わせ先】

秋田労働局賃金室
(018-883-4266) または
秋田労働基準監督署
(018-865-3671) まで

(事業主の皆さまへ)

ミニ面談会(CoCode面談会)に参加しませんか

CoCode面談会とは…求人者と求職者の接触の機会を増やすため、ハローワーク秋田の相談室で開催するミニ面談です。履歴書を持参しての堅苦しい面接会ではなく、面談希望の求職者に事業所の担当者から、会社内容・求人内容を説明いただく面談会となっております。

事前に申込みが必要となりますので、希望する場合は紹介第一部門担当者までお申込み下さい。

面談時間：午前 10:00～12:00
午後 2:00～4:00

場所：ハローワーク秋田 1階相談室

参加事業所
募集中!

【お問い合わせ先：紹介第一部門 部門コード 41#】

(事業主の皆さまへ)

精神・発達障害者 しごとサポーター養成講座のご案内

参加無料・予約制

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。このためハローワーク秋田では、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)となっていただくための講座を以下の日程で開催します。

- 開催日時: 令和3年10月28日(木) 14:00~15:30
※11月、1月、2月、3月も毎月第4木曜日に開催。休日の場合は翌日開催
- 場所: ハローワーク秋田 会議室
※受講は無料ですが、事前予約が必要です。(1回10名まで)
- 内容: 「精神疾患(発達障害を含む)の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)」等について
- 受講対象: 企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
※現在障害のある方と一緒に働いているかどうかは問いません。



◎「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

【お問い合わせ先: 専門支援部門 部門コード 43#】



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和3年8月)

概況(常用)

新型コロナウイルス感染拡大による収入減や労働時間の減少等の影響から、在職者・自己都合離職者を中心に新規求職者数が4ヶ月ぶりに増加したものの、外出自粛によるハローワーク利用者の減少等により月間有効求職者数は2ヶ月連続で6千人を下回った。求人数は、新型コロナウイルス感染拡大前から人手不足であった建設・介護分野、あるいはコロナ禍の巣ごもりで売上げが好調な卸売業・小売業を中心に求人が回復していることから企業の採用意欲が高く、新規・有効とも前年同月比で増加した。これにより有効求人倍率は1.49倍となり、前年同月比で0.20ポイント上昇、前月と同水準であった。

求人・求職のミスマッチが拡大していることから、職場見学や職業体験、または職業訓練等を通じてミスマッチの解消を図り、人不足分野の人材確保の取組を強化する必要がある。

【用語解説】

- * 月間有効求人数: 前月から繰越された有効求人数(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう)と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- * 月間有効求職者数: 前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう)と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- * 月間有効求人倍率: 求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率(常用)の推移

